

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行 (但休日に当るときは翌日) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◆人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

目 次

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十日

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第一章 總則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年鳥取県

条例第三号。以下「給与条例」という。)第十八条の規定に基き、

職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(給与審議会の設置)

第二条 この規則に定める基準の適正な実施を図るため、人事委員会

に給与審議会を置く。

一 この規則の運営についての各任命権者間の調整に関すること。

二 この規則の改廃に関する意見又は答申に関すること。

三 その他この規則の実施に関する必要な事項の調査研究に関する

3 給与審議会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。
(用語の定義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 学歴免許

等の資格 (別表第一) に定めるところによる区分をいう。但し、学校中途退学者並びに学歴、免許、資格等につ

いて別段の定めのない国立又は公立の講習所等(以

下「講習所等」という。)の卒業者の学歴について

は中途退学した学校並びに講習所等に入学又に入所

前の学歴とする。

職員のうち、高等学校等教育職員給料表又は幼稚園

教育職員給料表の適用を受ける職員並びに児童福祉

施設のうち、教護施設に勤務する教護及び精神薄弱

児施設に勤務する児童指導員(以下「教育職員等」という。)については、新制高等学校(別表第一

(二教育職員等の学歴免許等資格区分表)に掲げる新制高校卒の区分に含まれる学歴又は資格を含む。以下同じ。)卒業以後において教育職員等として在職した年数をいい、教育職員等以外の職員(以下「一般職員」という。)については、当該職員に適用されることとなつた学歴、免許等の資格取得後職員として在職した年数をいう。但し、職員として在職した期間において、休職又は停職となつた期間及び一般職員にあつては、適用されることとなつた学

歴、免許等の資格取得後において、教育職員等にあつては、新制高等学校卒業後において、職員以外の職にあつた期間については、特に定めのあるもののほか、当該職員に適用する経験年数換算表(別表第二)に定める一定の割合を乗じて得た年数をもつて経験年数とすることができる。

三 基準年数
 級別資格基準表に掲げる学歴、免許等の資格の区分と修学年数との差を学歴換算表(別表第三)により経験年数に加え又は差し引きして級別資格基準表に適用する場合の年数をいう。

四 在級年数
 職員が同一の職務の級において在職した年数をいう。

五 必要在級
 級別資格基準表に掲げる職務の級の資格として必要とされる在級年数をいう。

六 昇任
 別表第十三に掲げる職にある職員が同表に掲げる等級のうち、その職員の現に属する等級より上位の等級に任命された場合、教諭、教諭又は児童指導員が校長若しくは園長に任命された場合、警察官が現に属する階級より上位の階級に任命された場合及び職務の級別区分表の適用を異にして異動した場合において、人事委員会が特に昇任として承認した場合をいう。

(級別資格基準表)

第四条 級別資格基準表は次に掲げるものとし、特に定めのある場合のほか、職員の職務の級と、職務の級別区分表における最低の職務の級とのうち、その職員に有利な職務の級

場合のほか、定められた職務の級における最低の号給とする。
 一 人事委員会の行う競争試験の結果に基く採用候補者名簿から選択される者にあつては、その試験が行われた職務の級

二 前号以外の者にあつては、当該職員に対し適用する級別資格

基準表に基いて決定した職務の級と、職務の級別区分表における

最低の職務の級とのうち、その職員に有利な職務の級

初任給基準表は、次の各号に掲げるものとする。

一 試験合格者等初任給基準表(別表第十四)

二 特殊資格職員初任給基準表(別表第十五)

三 船員初任給基準表(別表第十六)

四 教育職員等初任給基準表(別表第十七)

(初任給の特例)

第七条 新たに採用する職員が、当該職員について定める級別資格基準表に掲げる職務の級の範囲内において、初任給基準表に定める職務の級と同級(以下「同級」という。)又は初任給基準表に定める職務の級以上(以下「上位の級」という。)に該当する基準年数を有する場合の号給は、その基準年数からその基準年数を差し引き、残りの年数の三分の二の範囲内において、同級の場合は初任給基準表に定める号給から、上位の級の場合の最低基準年数を差し引き、残りの年数の三分の二の範囲内において定める号給(船舶乗組職員については、船員初任給基準表注二に規定する号給)から起算し、給与条例第四条第三項に規定する期間で昇給するものとした場合達し得る号給とする。この場合において年数に端数のある場合は切り捨てる。

前項の規定によつて定められた号給は、船舶乗組職員の場合を除き、その職務の級の最高号給をこえてはならない。

級別資格基準表に定めのない職務の級に採用する職員の号給は、

- 一 一般職員級別資格基準表(別表第四)
 二 船員級別資格基準表(別表第五)
 三 医師級別資格基準表(別表第六)
 四 齢科医師級別資格基準表(別表第七)
 五 薬剤師級別資格基準表(別表第八)
 六 看護婦等級別資格基準表(別表第九)
 七 警察官級別資格基準表(別表第十)
 八 高等学校等教育職員級別資格基準表(別表第十一)
 九 幼稚園教育職員級別資格基準表(別表第十二)
 二十 項の級別資格基準表中各欄の右に掲げる年数は、その職務の級に昇格するための一級下位の職務の級の必要在級年数を示し、左に掲げる年数は必要基準年数を示す。
- 二 級別資格基準表の適用については、原則として最も新しい学歴免許等の資格の区分によるものとする。但し、それ以外の学歴免許等の資格の区分によるものがその職員に有利である場合においては、その区分によることができる。
- (職務の級別区分表)
- 第五条 職員の職務の級は、職務の級別区分表(別表第十三)によるものとし、他の章の規定の如何にかかわらず、この表に定める職務の級の範囲内において定めなければならない。但し、第十五条第三項の規定に基いて職務の級を決定される場合はこの限りでない。
- 第二章 初任給
- (初任給の基準)
- 第六条 新たに職員を採用する場合の職務の級は、第八条の規定を適用する場合のほか、次の各号により定められた職務の級とし、その号給は、初任給基準表又は第七条から第十条までの規定を適用する
- 一 その都度人事委員会の承認を得て採用した職務の級における最低の号給をこえる号給とことができる。
- 二 官吏若しくは更員の年金である恩給又はこれに相当する年金を受ける者(以下「年金受給者」という。)を採用する場合には、その給料月額は、前二条の規定に基いて定められた給料月額から、その者が、採用の際、現に裁定を受けている恩給又はこれに相当する年金の月額相当額を差し引いた額の直近の給料月額の範囲内において定めるものとし、その職務の級は、定められた給料月額を含む職務の級(二つの職務の級に含まれる場合は上位の職務の級)とし、号給は、定められた給料月額に相当する号給とする。
- 三 前項の給料月額は、職務の級別区分表において当該職員について定める最低の職務の級における最低の号給に相当する給料月額を下つてはならない。
- 四 第九条 公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条例の適用を受けない職員が引き続き給与条例の適用を受ける職員となつた場合若しくは各種学校及び私立学校に勤務する教員を引き続き教育職員等として採用する場合において、その職員の初任給が從前受けっていた俸給又は給料の額よりいちじるしく低くなる場合若しくは部局内の他の職員といちじるしい不均衡を生ずる場合においてはあらかじめ人事委員会の承認を得て別にその職務の級及び号給を決定することができる。
- 五 第十条 給与条例第七条の規定により給料の調整を受ける職員については、この規則に基いて定める初任給に調整号給をえた号給をもつて初任給とする。
- (降格の場合の号給)
- 第六章 異格及び降格

第十一條 職員を降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいふ。以下同じ。）させた場合におけるその職員の号給又は給料月額は、その者が降格直前に受けた給料月額に相当する新たに属することとなつた職務の級における号給又は給料月額とする。

但し、級別資格基準表の適用を異にして異動（同一級別資格基準表内における学歴、免許等の資格の区分の異動を含む。以下同じ。）することにより降格となる場合の号給は、次の各号に定める号給とする。

一 降格直前に受けた給料月額と同じ額に相当する号給が、降格した職務の級における給料の巾のうちにある場合にはその号給。

二 降格直前に受けた給料月額が、降格した職務の級における給料の巾の最高額をこえている場合においては、その職務の級における最高の号給。

(昇格の資格)

第十二条 職員をその所属する職務の級から一級上位の職務の級へ昇格させるには、その職員が級別資格基準表に定められた基準年数又は必要在級年数を満足していなければならぬ。

2 職員のうち、職務の級別区分表に定める最高の職務の級が級別資格基準表に定める最高の職務の級をこえる者で、現にその級別資格基準表の最高の職務の級に在級する者又は級別資格基準表に定めのない職務の級に在級する者を昇格させるには、その者が現に属する職務の級において次の各号に定める在級年数を満足していなければならぬ。

一 職務の級が九級から十二級までにある者にあつては三年
二 職務の級が十三級にある者にあつては四年

三 初任給の基準が改正されて前二号と同様な結果となつた場合

四 昇任させる場合

五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第二号及び第四号の規定によつて降格した職員を降格直前の職務の級以下での職務の級に昇格させる場合

六 級別資格基準表の適用を異にして異動する場合

2 年金受給者の昇格は、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、前項各号の一に該当する場合のほか、現に属する職務の級における最高の号給に達した者で、給与条例第四条第三項第一号から第三号までに規定する期間に、第一号に該当する者にあつては三月、第二号及び第三号に該当する者にあつては六月を加えた期間をこえるものとのうちから行わなければならない。

3 第二十六条第一項第四号から第九号までの規定に基く昇給後の職務の級は、第十二条から第十四条までの規定にかかわらず、その職員が昇給前に受けた給料月額に相当する給与条例別表第五の通し号給表（以下「通し号給表」という。）の号給に当該各号に定める号給数を加えた号給に相当する給料月額を含む職務の級（二つの職務の級に含まれる場合においては上位の職務の級）とすることができる。但し、第八号及び第九号の規定に基く場合のほか、その者の現に属する職務の級より二級以上上位の職務の級としてはならない。

（昇格の場合の号給又は給料月額）

第十六条 職員を昇格させる場合におけるその職員の受ける号給又は給料月額は、前条第三項の規定に基き決定される場合を除き、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

3 前二項の規定にかかわらず勤務成績の特に良好な者で、その者の職務について監督する地位にある者の証明のある者が次の各号の一に該当する場合においては時に昇格させることができる。

一 級別資格基準表に掲げる基準年数又はその者の属する職務の級における必要在級年数が定められた年数の八割以上に達している場合

二 新たに採用した職員が初めて昇格する場合で人事委員会の承認を得た場合

三 職務の級が六級から九級までにある者にあつては一年以上

四 職務の級が十級から十二級までにある者にあつては二年以上

第十七条 給料の調整を受けた職員の昇格及び降格については、すべて調整を行わない号給又は給料月額を基礎として行うものとする。

(昇格の時期及び取扱)

第十八条 職員を昇格させる時期は、六月一日又は十二月一日とす

- 第二十条** 条件付採用期間中の職員
- 一、昇給の時期以前一年間における、休職中の期間（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。）並びに勤務日のうち、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）第七号（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。）に該当して勤務しなかつた日若しくは任命権者の承認を得ずして、勤務しなかつた日が通算して三十日をこえる職員
 - 二、休職中の職員
 - 三、臨時待命中の職員
 - 四、懲戒処分を受けてから一年を経ない職員
 - 五、前条の規定による昇給直後の号給又は給料月額を受ける期間中の職員
- (昇給期間を短縮する職員の数)**
- 第二十一条** 昇給期間を短縮する職員の数（以下「期間短縮人員数」という。）は、一年について、鳥取県職員定数条例（昭和二十四年鳥取県条例第五十三号）並びに鳥取県警察職員定数条例（昭和二十九年鳥取県条例第三十六号）に定める定数（以下「条例定数」という。）のそれぞれ百分の五をこえてはならない。但し、鳥取県職員定数条例第二条第一号及び第六号に掲げる職員については、兩者を合せたものの百分の五の範囲内において実施するものとする。
- 2 前二項に規定する条例定数又は予算定数について、年の中途において、増減のあつた場合においては、予算算出の基礎となつた定数（以下「予算定数」という。）に対して前項の規定を適用する。
- 3 前各項の規定によつて算出した期間短縮人員数により難い場合に

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の昇給が第十五条第一項の規定に基づく場合においてはその理由の生じた日、第二十六条第一項第四号から第七号までの規定に基く場合においては退職の日、同条同項第八号及び第九号の規定に基く場合においては死亡した日又は不眞跡疾となつたことが確認された日とする。
- (定期昇給の手続)**
- 第十九条** 職員を給与条例第四条第三項の規定に基いて昇給（以下「定期昇給」という。）させるには、その職員の職務について監督する地位にある者からその者が同条同項に規定する期間を良好な成績で勤務したことの証明を得て行わなければならない。（特外昇給）
- 第二十条** 職員を給与条例第四条第五項の規定に基いて昇給（以下「特外昇給」という。）させる場合には、その職員の職務について監督する地位にある者から、その者が現に受けている給料月額を受けるに至つた時から次に掲げる期間を特に良好な成績で勤務したことの証明に基いて通し号給表を用いて直近上位の給料月額に昇給させることができる。
- 一、現に受けている給料月額が、職務の級における給料の巾の最高額である場合又は給料の巾の最高額に相当する通し号給表の給料月額より同表における三つ上位までの給料月額と同じ額である場合においては、給与条例第四条第三項各号に定める期間の二倍に相当する期間
- 二、現に受けている給料月額が職務の級における給料の巾の最高額に相当する通し号給表の給料月額より同表における四つ以上上位

- おいては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、これを変更することができる。
(昇給期間短縮の特例)
- 第二十五条** 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、給与条例第四条第三項及び第二十条に規定する期間を短縮して直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。
- 一、自治大学校における第二部研修課程、官庁会計事務職員研修会及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、その成績良好な場合
- 二、勤務成績良好な職員がその者の非違によることなく退職する場合で、第二十三条第一号から第五号までの規定に該当しない場合
- 2 前項の規定により短縮する期間は第二十二条第二項の規定を準用する。
- (特別昇給)**
- 第二十六条** 職員が次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、当該各号の定めるところにより、通し号給表を用いて昇給させることができる。
- 一、自治大学校第一部研修課程、統計職員養成所及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、その成績良好な場合
- 二、管区警察学校、関東管区警察学校普通部本科朝鮮語專科委託教育、警察大学校及び人事委員会の承認を得た研修を修了し、人事委員会の承認を得た場合
- 三、業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり表彰を受けた場合であつて人事委員会の承認を得た場合
- 4 勤務成績良好な職員が十年以上勤続して死亡し、又は退職する

る。
2 前項の規定にかかわらず、職員の昇給が第十五条第一項の規定に基づく場合においては、給与条例第四条第三項各号に定める期間の三倍に相当する期間

（調整号給を受けるものの昇給）

第二十一条 給料の調整を受ける職員の昇給については、すべて調整を行わない号給又は給料月額を基礎として行うものとする。
(昇給期間の短縮)

- 第二十二条** 職員の勤務成績が特に良好であるときは、当該職員の勤務について監督する地位にあるものの証明に基き、第二十四条に規定する定数の範囲内で、給与条例第四条第三項又は第二十条に規定する期間を短縮して直近上位の号給又は給料月額に昇給させることができる。
- 2 前項の規定により短縮する期間は、次の各号に定める期間とする。
- 一、給与条例第四条第三項第一号に該当するものにあつては三月以内
- 二、給与条例第四条第三項第二号に該当するものにあつては六月以内
- 三、給与条例第四条第三項第三号に該当するものにあつては九月以内
- 四、第二十条第一号に該当するものにあつては、前各号に規定する期間のそれぞれ二倍に相当する期間をこえない期間
- 五、第二十条第二号に該当するものにあつては、第一号から第三号までに規定する期間のそれぞれ三倍に相当する期間をこえない期間
- 2 前項の規定により短縮する期間は、次の各号の一に該当するものに対しても、前条の規定は適用しないものとする。

八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
育職員給料表	幼稚園教育職	警察官給料表	一般給料表	一般給料表の職務の級	一般給料表の職務の級	一般給料表の職務の級	一般給料表
高等學校等教							

第五条 勤務成績良好な職員が二十年以上勤続して死亡し、又は退職する場合 二号給

第六条 勤務成績良好な職員が三十年以上勤続して死亡し、又は退職する場合 三号給

第七条 職制若しくは条例定めの改廃又は予算の減少により降職又は過員を生じた結果又はその者の非違によることなく勤しようを受けた退職する場合 二号給以内

第八条 公務のため死亡し、又は不具癡疾となつた場合 三号給以内

第九条 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し又は不具癡疾となつた場合 五号給以内

第十条 職員を昇任させる場合(第十一号及び第十二号に該当する場合を除く。)一等級の昇任ごとに 一号給

第十二条 教諭、教護及び児童指導員を校長若しくは園長に昇任させる場合 一号給

第十三条 警察官を昇任させる場合一階級の昇任ごとに 一号給

第十四条 職員が第一項第四号から第六号までの規定は、昇任に伴う昇格後の号給に対応する通し号給表の号給が、同表において、その者の昇格前の号給より二号給(二以上上位の等級に昇任させる場合は、一等級増加ごとに一号給を加えた号給)以上上位の号給となる場合並びに兼任の際給料月額に異動のなかつた者を降任直前の等級以下の等級に昇任させる場合においては、適用しないものとする。

第十五条 職員が第一項第四号から第六号までの規定に該当して退職する場合においては、第二十五条第一項第二号の規定を併せ適用してはならない。

(昇給の時期及び取扱)

第十六条 職員が第一項第四号から第六号までの規定を併せ適用してはならない。

第十七条 前項の場合において、引き続き従前の職務の級に在職することとなつたときは、引き続き従前の号給又は給料月額を受けるものとし、昇格又は降格となつたときの号給若しくは給料月額の決定については、第十一条又は第十六条の規定を適用する。

第十八条 前二項の規定により定められた号給又は給料月額がいちじるしく部内の他の職員との均衡を失するときは異動後の級別資格基準表の適用を受ける職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその職員の従前の勤務成績を考慮してその号給又は給料月額を決定することができる。但し、当該職員について第十六条第二項の規定を適用した場合はこの限りでない。

(特別給料表の職務の級)

第三十条 一般給料表の職務の級とみなされる特別給料表の職務の級はそれぞれ次のとおりとする。

九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級
六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級

(昇給表の異動)

第三十一条 一の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十二条 二の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十三条 三の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十四条 四の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十五条 五の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十六条 六の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十七条 七の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十八条 八の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第三十九条 一の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十条 二の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十一条 三の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十二条 四の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十三条 五の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十四条 六の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十五条 七の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十六条 八の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十七条 九の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十八条 十の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第四十九条 十一の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第五十条 十二の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第五十一条 十三の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第五十二条 十四の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第五十三条 十五の給料表の適用を受けていた職員が引き続き他の給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級と同格とみなされる職務の級と同格とみなされる

第二十九条 職員が級別資格基準表の適用を異動した場合に於いては、新たに適用を受ける級別資格基準表又は学歴免許等の資格区分によつてその職員の資格に応じて、引き続き従前の職務の級に読みかえるものとする。

(資格基準の異動)

第二十九条 職員が級別資格基準表の適用を異動した場合に於いては、新たに適用を受ける級別資格基準表又は学歴免許等の資格区分によつてその職員の資格に応じて、引き続き従前の職務の級に読みかえるものとする。

第二十九条 職員を昇給させる時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

第二十九条 職員の昇給が第二十五条第一項第一号の規定に基く場合においては、修了した日と、その者の次期昇給予定期日までの期間が、短縮しようとする期間をこえている場合は、その者の次期昇給予定期日までの間における前項に規定する日のうち該当する日、短縮しようとする期間に満たない場合は、その者の昇給後において、前項に規定する日のうち該当する日とし、第二号の規定に基く場合においては前項の規定に基く場合においては退職の日、第八号及び第九号の規定に基く場合においては死亡した日又は不具癡疾となつたことが確認された日、第十号から第十二号までの規定に基く場合においては昇任した日とする。

第二十九条 職員の昇給が第二十六条第一項第一号及び第二号の規定に基く場合においては修了した日、第三号の規定に基く場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四条第四項及び第五項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

(資格基準の異動)

第二十九条 職員の昇給が、この章に定める規定に基く場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四条第四項及び第五項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

(資格基準の異動)

第二十九条 職員の昇給が、この章に定める規定に基く場合においては、この章に特別の定めがある場合のほか、給与条例第四条第四項及び第五項に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。

間に出する号給数の差を調整した号給に対応する給料月額

三 職員が従前の職務の級における給料の巾の最高額をこえる給料月額を受けた場合は、その給料月額について前号の規定に準じて算定した給料月額又は新たな職務の級においてその給料月額に対応する号給

2 前項の規定に基いて決定された職務の級及び号給が第六条又は第七条の規定による職務の級及び号給に達しない場合においては、これらの規定による職務の級及び号給とすることができます。

3 船員が船員以外の一般給料表の適用を受ける職員となつた場合における職務の級及び号給の決定については、第一項の規定を準用する。

(調整号給の取扱)

第三十二条 調整号給を受けない職員(以下「普通職員」という。)が給料表の適用を異にすることなくして調整号給を受ける職員(以下「特殊職員」という。)となり、又は特殊職員が普通職員となつた場合におけるその職員の号給又は給料月額は、その者が従前受けた給料月額(級別資格基準表に異動のあつた場合においては新たに適用を受ける級別資格基準表によって定められた号給又は給料月額)に相当する通し号給表の号給に調整する号給数を加え又は減じた号給に相当するその職員の新たに属することとなつた職務の級における号給又は給料月額とする。

2 普通職員が給料表の適用を異にして特殊職員となつた場合においては、その者が当該特殊職員に適用される給料表の適用を受ける普通職員となり、その普通職員から給料表の適用を異にすることなく当該特殊職員となつたものとして、前項及び前条の規定を適用して、その号給又は給料月額を決定するものとする。

該当した職員で昇任の際、昇格により給料月額に異動のあつた場合を除く。

4 公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条例の適用を受けない職員が引き続き給与条例の適用を受ける職員となつた場合においては、異動直前の俸給又は給料月額を受けていた期間を異動直後の号給又は給料月額(異動の際に於いて給料表又は級別資格基準表の異動に基づいて号給又は給料月額を決定される場合を含む。)を受けた期間に通算することができる。但し、給料月額に増減のあつた場合はこの限りではない。

5 級別資格基準表の異動により職務の級を決定された職員(昇格となる場合を除く。)及び公共企業体に勤務する者、国家公務員及び他の地方公共団体の職員を引き続き採用する場合又は給与条例の適用を受けない職員が引き続き給与条例の適用を受ける職員となつた場合における必要在級年数について、その職員の従前の勤務成績及び他の職員との均衡を考慮し、従前在職していた職務の級に在級した期間を新たに属すこととなつた職務の級に在級した期間に通算することができる。

(職務の級十五級の職に関する特例)

第三十五条 職員が職務の級十五級に昇格する場合及び十五級における昇給及び特別昇給については個々について人事委員会の承認を得なければならず、且つ、実施に当つては個々について人事委員会の承認を得なければならない。

(給与の補正)

第三十四条 この規則に定めのない是正昇格又は是正昇給については、その計画についてあらかじめ人事委員会の承認を得なければならず、且つ、実施に当つては個々について人事委員会の承認を得なければならない。

3 特殊職員が給料表の適用を異にして他の特殊職員となつた場合においては、その者が給料表の適用を異にすることなく普通職員となり、その普通職員から給料表の適用を異にして当該普通職員となつたものとして前条及び第一項の規定を適用して、その号給又は給料月額を決定するものとする。

(期間の通算)

第三十三条 職員を昇格又は降格させた場合、昇格又は降格直前の号給又は給料月額が昇格又は降格直後の号給又は給料月額と同じである場合における昇給の規定の適用については、異動直前の号給又は給料月額を受けていた期間(第三項の規定により通算されることとなつた期間を含む。以下同じ。)を異動直後の号給又は給料月額を受けていた期間に通算することができる。

2 給与条例の改正によつて給与を切替えたため給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間を異動直後の給料月額を受けていた期間に通算するものとする。

3 第二十六条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十二号までに掲げる場合に該当して昇給し、給料月額に異動を生じた職員の昇給の規定の適用については、その異動直前の号給又は給料月額を受けていた期間を、異動直後の号給又は給料月額を受けた期間に通算することができる。ただし、第十号から第十二号までの規定によるものとする。

2 給与条例の改正によつて給与を切替えたため給料月額に異動を生じた場合における昇給の規定の適用については、異動直前の給料月額を受けていた期間を異動直後の給料月額を受けていた期間に通算することができる。

3 第二十六条第一項第一号から第三号まで及び第八号から第十二号までに掲げる場合に該当して昇給し、給料月額に異動を生じた職員の昇給の規定の適用については、その異動直前の号給又は給料月額を受けていた期間を、異動直後の号給又は給料月額を受けた期間に通算することができる。ただし、第十号から第十二号までの規定によるものとする。

1. この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

2. この規則施行の際に於いて職員の現に属する職務の級が職務の級別区分表(別表第十三)に定める範囲内にない者については、この規則施行の日に同表に定める最低又は最高の級に、昇格又は降格するものとしてその職務の級を決定しなければならない。

3. 昭和三十年十月一日までにおける昇格の規定の適用については、なお從前の例によることができます。

別表第一 学歴免許等資格区分表

一 一般職員の学歴免許等資格区分表

(1) 大学卒

1 旧大卒

(1) 旧大三卒

ア、大学令による大学の卒業者

イ、高等試験令による高等試験の合格者

ウ、朝鮮教育令、台灣教育令、大正九年勅令第三二八号又は関東州及び在満帝國臣民教育令(以下「外地教育令」といふ。)による大学の卒業者

エ、教育免許令による高等学校高等科及び高等女学校専攻科又は高等科教員免許状所有者

オ、昭和五年勅令第三六号による東京高等師範学校専攻科及び広島高等師範学校德育專攻科の卒業者
カ、司法試験法による第二次試験の合格者
キ、公認会計士法による第二次試験の合格者

2 新大卒

(1) 新大卒(医大卒)

ア、学校教育法による大学の医学部医学科及び医学部歯学科

イ、卒業者

ウ、学校教育法による大学院の修了者

(2) 新大卒

ア、学校教育法による大学の卒業者

イ、外国における大学(通算修業年限十六年以上)の卒業者

ウ、文部大臣の認めた通信教育の課程を修了し、学士の称号を得た者

エ、保健婦、助産婦看護婦法による助産婦又は保健婦養成所の卒業者

オ、海上保安大学校卒業者

カ、水産講習所(新高卒を入学資格とする四年制のものに限る。)の卒業者

准大卒

ア、専門学校令による修業年限六年以上の専門学校の課程の卒業者

イ、旧専五卒のうち大学卒に準じた取扱を必要とされる者

ウ、大学令による大学選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者

準大卒

ア、専門学校令による修業年限六年以上の専門学校の課程の卒業者

イ、旧専三卒のうち大学卒に準じた取扱を必要とされる者

ウ、大学令による大学選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者

准大卒

ア、専門学校令による修業年限六年以上の専門学校の課程の卒業者

イ、旧専五卒のうち大学卒に準じた取扱を必要とされる者

ウ、大学令による大学選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者

准大卒

ア、専門学校令による修業年限六年以上の専門学校の課程の卒業者

イ、旧専三卒のうち大学卒に準じた取扱を必要とされる者

ウ、大学令による大学選科三年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者

准大卒

(2) 高専卒

(1) 旧専卒

ア、専門学校令による医学専門学校の卒業者(昭和二十年以後の卒業者に限る。)

イ、高等商船学校の卒業者(昭和二十年八月以前の卒業者に限る。)

ウ、水産講習所及び函館水産専門学校遠洋漁業科並びに専攻科の卒業者

エ、東京美術学校及び東京音楽学校本科四年制の卒業者

オ、海拔専門学院の卒業者

エ、東京音楽学校及び女子高等師範学校の卒業者

オ、東京農業教育専門学校及び東京体育専門学校の卒業者

カ、高等商船学校本科の卒業者(昭和二十年以後の卒業者に限る。)

ア、師範教育令による高等師範学校及び女子高等師範学校的卒業者

オ、師範教育令による高等師範学校及び女子高等師範学校的卒業者

ア、専門学校令による医科及び歯科専門学校の卒業者

ウ、水産講習所本科の卒業者

エ、高等商船学校本科の卒業者(昭和二十年以後の卒業者に限る。)

ア、専門学校令による予備試験の合格者及び同令第八条により高等学校高等科を卒業し、又は大学予科を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

タ、専門学校卒業程度検定規程による検定の合格者

チ、高等学校高等科学力検定試験の合格者

ツ、教員免許令による中学校、高等女学校及び商業学校教員免許状の所有者

テ、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校本科、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍經理学校及び海軍技手養成所の卒業者

ト、司法試験法、公認会計士法による第一次試験の合格者

ナ、函館水産専門学校本科の卒業者

ニ、中央氣象台氣象技術官養成所の卒業者

ヌ、鉄道教習所専門部(これと同等とみなされる部及び科を含む。)の卒業者

ネ、外国における大学、専門学校等(通算修業年限十四年以下「陸軍各廠」という。)の技能者養成所、技術員科(田中卒を入学資格とする三年制以上のものに限る。)の卒業者

カ、高等女学校規程による高等女学校高等科及び專攻科三年制の卒業者

サ、師範学校規定による師範学校専攻科及び研究科の修了者

シ、昭和十八年三月以前の卒業者に限る。)

ス、商船学校又は商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業者

則により指定された中学校の卒業者（五年制のものに限る。）
キ、高等師範学校附属中学校及び女子高等師範学校附属高等
女学校の卒業者
ク、電信協会管理無線電信講習所選科の卒業者
ケ、無線電信講習所選科及び特設普通科の卒業者
コ、普通通信講習所高等部の卒業者
サ、高小卒を入学資格とする指定看護婦、保健婦又は助産婦
養成所三年制の卒業者
シ、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦養成所又は昭和二
十六年法律第二百五十八号による改正前の同法による乙種
看護婦養成所の卒業者
ス、国民学校令による国民学校准教員免許状の所有者
ソ、海軍甲種飛行予科練習生の修了者（中等学校第三学年修
了以上の入隊者に限る。）
タ、鉄道教習所中等部又は普通部（これらと同等とみなされ

ク、陸軍各駆駕の技能者養成所見習工員科・養成工員科（いずれも高小卒を入学資格とする三年制以上のものに限る。）及び青年工員科の本科（高小卒程度を入学資格とする五年制又は四年制のものに限る。）の卒業者
ツ、海軍工作庁工員養成所（教習所を含む。）見習科（高小卒程度を入学資格とする三年制以上のものに限る。）及び青年科の本科（高小卒程度を入学資格とする五年制又は四年制のものに限る。）の卒業者
テ、海軍軍需部青年勤務員養成所本科（高小卒程度を入学資格とするときは二年制）の卒業者
イ、高等学校令による高等学校尋常科の修了者
ウ、高等学校規程第三十条による高等学校高等科入学資格試験の合格者
エ、中等学校令による中等学校四年制（高小卒を入学資格とするときは二年制）の卒業者
オ、外地教育令による中等学校の卒業者又は在外指定学校規則により指定された中等学校の卒業者（四年制に限る。）
カ、通信講習所高等科の卒業者
キ、高小卒を入学資格とする指定看護婦・助産婦又は保健婦養成所二年制の卒業者
ク、陸軍各駆駕工員科・養成工員科（いずれも高小卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。）及び青年工員科の本科（高小卒程度を入学資格とする三年制以上のものに限る。）の卒業者

(2) ウ、栄養士法による指定栄養士学校（養成所）の卒業者 新高卒を入学資格とする修業年限二年以上又は旧中卒を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）、エ、学校教育法による高等学校専攻科（短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者 オ、図書館職員養成所（新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
カ、都道府県立農業講習所（新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
キ、高等農事講習所本科の卒業者
ク、建設省地理調査所技術員養成所普通科の卒業者
ア、保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所又は昭和二十二年法律第二百五十八号による改正前の同法又は二〇日重複する

(1) 準卒業者

イ、学校教育法による三年制短期大学の卒業者
準卒業者

ア、旧師範教育令による師範学校の卒業者（昭和十八年三月以前の卒業者に限る。）
イ、高等女学校規程による高等女学校高等科及び専攻科二年制の卒業者
ウ、電信協会管理無線電信講習所本科（昭和七年四月以後）の卒業者
エ、官立無線電信講習所第三部高等科、第一部普通科及び本

科（昭和二十三年三月以前のものに限る。）の卒業者
オ、通信（通信院官吏練習所本科（大正十三年以前の行政、
電信科を除く。）及び技術科の卒業者
カ、陸軍士官学校（航空士官学校を含む。）六十年生、陸軍
経理学校八期生、海軍兵学校七十六期生及び海軍経理学校
三十七期生
キ、高等女学校卒を入学資格とする指定看護婦又は保健婦養
成所二年制の卒業者
ク、歯科衛生士法による歯科衛生士学校の卒業者
ケ、外地教育令による修業年限三年以下の師範学校及び専門
学校の卒業者
コ、国民学校令又は小学校令による本科教員免許状の所有
者
サ、保母養成所の卒業者
シ、海上保安学校の卒業者（新高卒を入学資格とするもの）
ス、外国における専門学校等（通算修業年限十三年以上）の
卒業者
セ、陸軍各廠技能者養成所技術員科（旧中卒を入学資格とす
る二年制以上のものに限る。）の卒業者
ソ、海軍工作庁工員養成所（教習所を含む。）補習科（旧中
卒を入学資格とする二年制以上のものに限る。）の卒業者

(1) 甲中卒
　　旧中卒
　　ア、中等学校令による中等学校五年制（高小卒を入学資格とするときは三年制）の卒業者

00830

- 二、教育職員等の学歴免許等資格区分表
- (1) 校長(園長)教諭、講師及び助教諭等
- ア、旧制大学の卒業者
- イ、高等学校高等科教員免許状又は高等女学校高等科及び專攻科教員免許状の所有者
- ウ、教育職員免許法施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項番号二〇の五の上欄の該当者
- (2) 新制大学卒業者
- ア、新制大学卒業者
- イ、中学校、高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は高等女学校教員免許状の所有者

限る。)の卒業者

ケ、陸軍航空整備学校、陸軍少年通信兵学校、陸軍航空通信学校、陸軍飛行学校、陸軍戸山学校、陸軍少年戦車兵学校、陸軍野戰砲兵学校、陸軍重砲兵学校又は陸軍高射学校

(高小卒を入学資格とする二年制又は陸軍少年飛行兵学校卒を入学資格とする一年制以上のもの(いすれもこれと同等とみなされる課程を含む。)に限る。)の卒業者

2 新高卒

(1) 新高卒

ア、学校教育法による高等学校の卒業者

イ、外国における高等学校(通算修業年限十二年以上)の修了者

ウ、電信協会管理無線電信講習所本科の卒業者(昭和七年三月以前の卒業者に限る。)

エ、無線電信講習所第三部別科の卒業者

オ、通信官吏練習所本科の卒業者

カ、通信官吏練習所本科(大正十三年以前の行政、電信科に限る。)及び臨時技術別科の卒業者

キ、高等女学校規程による高等女学校専攻科一年制の卒業者

ク、国民学校令による国民学校初等科及び専科教員免許状の所有者

ケ、幼稚園令による幼稚園教員免許状の所有者

コ、海上保安学校の卒業者(旧中卒を入学資格とするもの)

サ、大学入学資格検定規程による試験の合格者

シ、東京医科、歯科大学附属歯科医工士学校の卒業者

ス、都道府県教育委員会の認定した高等学校通信教育の修了

1 新中卒
乙中卒

1 新中卒

ア、中等学校若しくは中等学校に準ずる各種学校において、国民学校初等科(小学校尋常科)修了程度を入学資格とする修業年限三年以上の課程の修了者、若しくは国民学校(小学校)高等科修了程度を入学資格とする修業年限一年以上の課程の修了者又は卒業者

イ、国民学校特修科の課程の修了者

ウ、通信講習所普通科の卒業者

2 新中卒
乙中卒

ア、普通通信講習所普通科の卒業者

イ、電信協会管理無線電信講習所別科の卒業者

ウ、海員学校又は海員養成所の卒業者

2 新中卒

1 新高卒

ア、学校教育法による中学校の卒業者

イ、外国における中学校(通算修業年限九年以上)の卒業者

3 高小卒

1 高小卒

ア、国民学校初等科(小学校尋常科)修了程度を入学資格とする中等学校第二学年修了者及び各種学校第二学年の修了者又は卒業者

イ、盲学校又はろう学校中等部第二学年の修了者

ウ、青年学校令による青年学校普通科の修了者

2 新中卒

1 高小卒

ア、短期大学の卒業者及び新制大学二学年の修了者

イ、旧制高等学校高等科又は大学予科の卒業者

2 高小卒

1 高小卒

ア、高等師範学校又は師範学校の卒業者

イ、旧制専門学校の卒業者

3 短期大学卒

ア、短期大学の卒業者及び新制大学二学年の修了者

イ、旧制高等学校高等科又は大学予科の卒業者

4 高小卒

1 高小卒

ア、前記以外の教員養成諸学校又は教員養成所の卒業者(旧中等学校卒を入学資格とする二年制以上に限る。)

カ、高等女学校高等科又は専攻科(二年制以上に限る。)の卒業者

5 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

6 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

7 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

8 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

9 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

10 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

11 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

12 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

13 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

14 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

15 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

16 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

17 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

18 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

19 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

20 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

21 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

22 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

23 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

24 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

25 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

26 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

27 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

28 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

29 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

30 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

31 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

32 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

33 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

34 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

35 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

36 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

37 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

38 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

39 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

40 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

41 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

42 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

43 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

44 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

45 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

46 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

47 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

48 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

49 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

50 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

51 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

52 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

53 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

54 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

55 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

56 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

57 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

58 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

59 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

60 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

61 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者及び高等学校高等科学力検定試験(高等試験令第八条による学力認定を含む。)の合格者

62 高小卒

1 高小卒

ア、専門学校卒業程度検定試験の合格者

ソ、高等学校教諭の仮免許状を有し、前各号に該当しない者

(4) 新制大学一年修了

ア、新制大学一年の修了者

イ、国民学校専科教員免許状又は国民学校初等科教員免許状の所有者

ウ、中学校、小学校、幼稚園又は特殊学校の教諭仮免許状を有し、前各号に該当しない者

(5) 新制高校卒

ア、新制高等学校的卒業者

イ、旧制中等学校的卒業者

ウ、高等試験令第七条の試験の合格者及び普通試験の合格者

エ、実業学校卒業程度検定試験、専門学校入学資格検定試験又は高等学校高等科入学資格検定試験の合格者

オ、国民学校准教員免許状又は国民学校初等科准教員免許状の所有者

カ、現に助教論、講師又は實習助手の職にあるもので前各号に該当しない者

(6) 養護教諭及び養護助教論

(1) 新制大学卒

ア、新制大学又は旧制大学の卒業者

イ、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号。以下本表において「法」という。）による甲種看護婦の免許を有し、有し、養護教諭養成機関に一年以上在学した者

ウ、法による保健婦の免許を有する者

(2) 短期大学卒

ア、短期大学又は旧専門学校的卒業者及び法による看護婦養成

所（甲種看護婦養成所も含む。）の卒業者

イ、国民学校養護教諭免許状の所有者

ウ、新制高等学校を卒業し、法による乙種看護婦の免許を有する者

エ、新制高等学校を卒業し、法第五十一条第一項の規定により在学した者

オ、教員免許法施行法第二条第一項番号二一上欄の該当者

保健婦の免許を有する者

ア、法による甲種看護婦の免許を有する者

イ、高等女学校を卒業し、法による乙種看護婦の免許を有する者

ウ、法第五十一条及び第五十三条の該当者

オ、法による乙種看護婦の免許を有するか、又は法第五十三条の該当者

カ、現に養護教諭の免許状の所有者

ウ、法による乙種看護婦の免許を有する者

カ、現に養護助教論の職にある者

ア、本表の(1)の(2)新制大学卒のイ、ウ欄は、幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員並びに教護施設に勤務する教護員及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員には適用しない。

二、本表の学歴免許等の資格は、特に定めるもののはか、

いずれも学校教育法、勅令、文部省令によるもの及び文

部大臣が同等と認めたものとする

三、本表の区分にない学歴免許等の資格については、一般

職員の学歴免許等資格区分表によるものとする。

(4) 新制高校卒

ア、現に養護助教論の職にある者

イ、本表の(1)の(2)新制大学卒のイ、ウ欄は、幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員並びに教護施設に勤務する教護員及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員には適用しない。

二、本表の学歴免許等の資格は、特に定めるもののはか、

いずれも学校教育法、勅令、文部省令によるもの及び文

部大臣が同等と認めたものとする

三、本表の区分にない学歴免許等の資格については、一般

職員の学歴免許等資格区分表によるものとする。

別表第二 経験年数換算表 一、一般職員の経験年数換算表		別表第三 民間の経験年数の換算は、次の基準により行うものとする。	
区	分	換算率	備考
職員として在職した期間		八割 一 十 割	臨時の任用の期間を含む。
国家公務員、公企事業体及び他の地方公共団体の職員としての期間		八割 一 十 割	職務の如何を問わない。但し、単純労務者としての期間を除く。
外国にへい傭されていた期間		八割 一 十 割	
外国政府の職員としての期間		八割 一 十 割	
民間の経験		十 割	医療関係、船員等特殊な技術及び翻訳、通訳等（補助は含まれない。）その仕事の内容が採用される職の内容と全く同一で直ちに役立つ場合とする。
職務の内容が同種とみなされる期間	八 割	八 割 五 分 一 五 割	経理、庶務、一般的な技術等で通有性があるとみなされる職とする。系統の異なるもの（単純労務者としての期間を除く。）
職務の内容が同種とみなされない期間	二 割 五 分	二 割 五 分	種立つ場合とする。
無職の期間	二 割 五 分	二 割 五 分	種立つ場合とする。
学校又は講習所等の経験	十 割 五 分	十 割 五 分	國立又は公立の学校及び講習所又は私立学校法による学校及び各種学校に限る。
継上げ卒業となつた場合の継上げられた期間	十 割 五 分	十 割 五 分	この場合の経験年数は、規定の修学年限を終つた時から起算す
正規の在学期間（定められた修業年限）	十 割 五 分	十 割 五 分	
正規の在学期間に応召・入営した期間	十 割 五 分	十 割 五 分	
在学期間が休学等の理由により延長された期間	十 割 五 分	十 割 五 分	

		中途退学の場合の在学期間	十	割	
		軍医、獸医、薬剤、技術等の将校で同種とみなされる期間	十	割	
		右以外の技術将校、下士官で同種に近い官公署、民間会社等に勤務中応召又は入營した期間	八	割	経理、衛生等で前項以外のもの
		右以外の兵役期間	二割五分	割	入営、応召前の職の換算率による。但し、前歴の期間が一月以内の場合は前々歴によることができる。
	その他の	外国によく留されていた期間	三	割	
		単純な労務に雇傭されていた期間	二割五分～四割	割	よく留前との換算率による。
		前各号により休職及び停職となつた期間			
		註 一、換算は月計算をもつて行い、端数のある場合は切上げるものとする。 二、警察予備隊、保安隊、自衛隊に勤務した期間は兵役に関する規定を準用する。			
	二、教育職員等の経験年数換算表	二、教育職員等の経験年数換算表			
		経験年数の換算は、次の基準により行うものとする。			
	区	分	換 算 率	備	考
	教育職員として勤務した期間	十 割			
教育関係官厅に勤務した期間		十 割	時間講師、臨時の任用の期間、その他教育に従事した一切の期間を含む。		
		十 割	旧制高等学校、旧制専門学校、短期大学卒業程度以上の学歴をする者に限る。		
		十 割	臨時の任用の期間を含む。		

商	船	大	卒	五	年	以	上			
高	等	商	船	本	科	卒	五	年	以	上
海	技	專	本	科	卒	二	三	年	以	上
商	等	商	船	專	科	卒	六	年	以	上
商	船	学	校	卒						

註

二、本表中「二・四」等とあるは、「二年以上四年未満」等の基準年数を示す。
二、本表は船員のうち、学歴により任用される職員に適用する。
三、年数は海上実歴（勤務箇所を問わない。）とする。
四、本表中学歴免許等の資格区分のうち、左表の学歴欄に掲げる学歴の適用については、これらに対応する修学年限欄の年限を満たしている場合に限るものとする。

別表第五 船員級別資格基準表

一、学歴による分

五、水産講習所又は函館水産専門学校の遠洋漁業科卒は高等商船本科卒に準ずる。

二、海拔免状による分

職種	区分	職務の級									
		六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級
船長	甲	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
機関長	甲	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
海士	甲	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
機関士	甲	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
航士	甲	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
機関士	乙	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
航士	乙	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
機関士	丙	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

註一、本表中「二~四」等とあるは「二年以上五年未満」等の基準年数を示す。

二、本表は船員のうち、海拔免状により任用される職員に適用する。

三、年数は海上実歴（勤務箇所を問わない。）とする。

四、海拔免状甲長乃至丙は次の海拔免状の略称とする。

甲長 甲種船長 甲種機関長

甲種一等航海士 甲種一等機関士

甲種二等航海士 甲種二等機関士

乙種船長 乙種機関長

乙種一等航海士 乙種一等機関士

乙種二等航海士 乙種二等機関士

丙種航海士

丙種機関士

別表第六 医師級別資格基準表

区分	職務の級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
医大卒	六級	一	二	三	四	五	六	七
医卒	七級	一	二	三	四	五	六	七
医專	八級	一	二	三	四	五	六	七
医大卒	九級	一	二	三	四	五	六	七
医卒	十級	一	二	三	四	五	六	七
医專	十一級	一	二	三	四	五	六	七
医大卒	十二級	一	二	三	四	五	六	七

註一、本表中「二~四」等とあるは「二年以上四年未満」等の基準年数を示す。

二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する医師（医務管理に従事する有資格者はこれに準ずる。）に適用する。

三、本表の必要基準年数は医師として勤務（医務管理の職を含む。）した年数とし、医專四卒のものに対しては、基準年数を一年ずつ延長して適用する。

別表第七 歯科医師級別資格基準表

区分	職務の級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
歯科医大卒	六級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医卒	七級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医專	八級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医大卒	九級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医卒	十級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医專	十一級	一	二	三	四	五	六	七
歯科医大卒	十二級	一	二	三	四	五	六	七

註 一、本表中「六一〇」等とあるは「六年以上十年未満」等の基準年数を示す。

二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する歯科医師に適用する。

三、本表の必要基準年数は歯科医師として勤務した年数とし、歯科医師四卒のものに対しても、基準年数を一年ずつ延長して適用する。

別表第八 薬剤師級別資格基準表

区分	職務の級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
大 学 卒							
専 門 卒	○一三	三一六	三一六	六一〇	一〇一三	一三一七	一七四
D	○一四	四一八	八一一二	二一六	一六一		
C	○一三	三一七	七一一	一一四	一四一七	一七一	
B		○一四	四一七	七一一	一一五	一五四	
A		○一	一四	三一七	七一一	一五二	二一五

註 一、本表中「三一六」等とあるは「三年以上六年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する薬剤師（業務管理に従事する有資格者はこれに準ずる。）に適用する。
 三、本表の必要基準年数は薬剤師として勤務（業務管理の職を含む。）した年数とする。

別表第九 看護婦級別資格基準表

区分	職務の級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
D	○一四	四一八	八一一二	二一六	一六一		
C	○一三	三一七	七一一	一一四	一四一七	一七一	
B	○一四	四一七	七一一	一一五	一五四		
A	○一	一四	三一七	七一一	一五二	二一五	

註 一、本表中「四一七」等とあるは「四年以上七年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は病院、保健所、診療所、保健室等に勤務する看護婦（保健婦、助産婦及びこれらに准ずる者）に適用する。
 三、本表に掲げるA、B、C、Dの区分は次による。

別表第十 警察官級別資格基準表

区分	職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
警 警 警	警 警 警								
警 部 部 部	警 部 部								
巡 査 部 長	巡 査 部 長	○一六	六一三	一三一〇	一一〇七				
巡 査	○一三	三一八	八一三	一三一〇	二〇一七				

注 一、本表中「六一三」等とあるは「六年以上十三年未満」等の基準年数を示す。
 二、本表は警察官に対して適用し、職務の級は警察官給料表の職務の級を示す。
 三、本表の必要基準年数は警察官として勤務した年数とする。

二、本表は高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員に適用し、職務の級は、高等学校等教育職員給料表の職務の級を示す。

三、適用の方法

(1) 本表の適用は次の基準に従つて実施するものとする。

(2) 本表に定める標準修学年数表に掲げる年数が必要修業年数に満たないときは、その不足年数を職員の経験年数から差し引き、こえるときはその過剰年数を職員の経験年数に加えるものとする。

(3) 養護教諭及び養護助教諭にあつては、保健婦助産婦看護婦法及びこれらに基く法令に定める各相当養成所又は学校教育法、勅令、文部省令による学校及び文部大臣が認定した学校、養護教員養成所等の修学年数が別表第三の必要修業年数表に掲げる必要修業年数に満たない場合は、保健婦、助産婦又は看護婦としての経験年数を必要修業年数に振りかえて適用し、振りかえるべき経験年数が不足する場合は(1)に準じて取り扱うものとする。

(4) 本表を盲学校及びろう学校の教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他教科を担任するものに適用する場合は、旧制大学卒及び新制大学卒の者にあつては五級以上、短期大学卒及び新制大学一年修了の者にあつては四級以上、新制高校卒の者にあつては三級以上についてそれぞれ本表の基準年数を二年づつ短縮し、前各号に準じて取り扱うものとする。

別表第十二 幼稚園教育職員級別資格基準表

三、本表は高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員に適用し、職務の細は、高等学校等教育職員給料表の職務の細を示す。
本表の適用は次の基準に従つて実施するものとする。

- (2) 養護教諭及び養護助教諭にあつては、保健婦助産婦看護婦法及びこれらに基く法令に定める各相当養成所又は学校教育法、勅令、文部省令による学校及び文部大臣が認定した学校、養護教員養成所等の修学年数が別表第三の必要修業年数表に掲げる必要修業年数に満たない場合は、保健婦、助産婦又は看護婦としての経験年数を必要修学年数に振りかえて適用し、振りかえるべき経験年数が不足する場合は(1)に準じて取り扱うものとする。

(3) 助教諭の職はあるものが本表の助教諭の基準による場合及び実習助手の職はあるものが本表の実習助手の基準による場合より、講師の基準による方が有利な場合には、講師の基準によることができる。

本表を盲学校及びろう学校の教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他教科を担任するものに適用する場合は、旧制大学卒及び新制大学卒の者にあつては五級以上、短期大学卒及び新制大学一年修了の者にあつては四級以上、新制高校卒の者にあつては三級以上についてそれぞれ本表の基準年数を一年づつ短縮し、前各号に準じて取り扱うものとする。

本表中三十六等とあるは二三年以上六年未満等の基準年数を示す

別表第十三 職務の級別区分表		職の区分		最高級 級別区分 一等級	部	局	職級の区分欄の等級に含まれる職
二等級	三等級	十四	十二				
二、教育委員会の事務部局	一、知事の事務部局	二、議会の事務部局	三、事務局長	(1) 本庁の各部長及び知事公室長	(1) 中央病院の事務部長	(1) 各部及び各地方事務所の次長	(1) 東京及び大阪事務所の所長
(1) 各課長	(1) 各課長	(1) 各試験場長	(1) 東京及び大阪事務所の次長	(2) 各試験場長	(2) 東部山林、耕地、福祉各事務所長	(2) 鳥取、米子及び倉吉土木出張所長	(2) 知事公室主査
(2) 教育研究所長	(2) 教育研究所長	(2) 稽査場長	(2) 鳥取、米子及び倉吉土木出張所長	(3) 稽査場長	(3) 各県税事務所長	(3) 各県税事務所長	(3) 各支所長
(3) 鳥取図書館長	(3) 鳥取図書館長						

注一 本表中「二十五年」とあるは二年以上五年未満等の基準年数を示す。

二、本表は幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員並びに教護施設に勤務する教護及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員（以下「教護等」という。）に適用し、職務の級は幼稚園教育職員給料表の職務の級を示す。この場合において、教護等のうち、校

長又は園長の職にある者については園長、更員である者については教諭、更員以外の者については講師の欄をそれぞれ適用するものとする。

三
不景の眞月に之にて高麗生林無事育耶真絶景資林吉川景治の才がひきでる也月之不

五 等級													
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	
四	三	二	一	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	
四	三	二	一	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	
一、各部局	(イ) 船長以外の船員のうち、吏員以外の者	(イ) 保健婦、助産婦、栄養士、教母及び保母のうち、吏員以外の者	(イ) レントゲン士、歯科衛生士、歯科技工士及び看護婦のうち吏員以外の者	(イ) 各課長	(イ) 捷捕術指導員	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない技術吏員	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない事務吏員（教育職員等級別資格基準表の適用を受ける者を除く。）但し、警察に勤務する各係長のうち四名及び学校に勤務する事務職員のうち五名は職務の級を十級とすることができる。	(イ) 各係長	(イ) 次長及び各係長	(イ) 図書室長	(イ) 文書館の各分館長	(イ) 各課長	(イ) 各課長
六、人事委員会の事務部局	七、監査委員の事務部局	八、労働委員会の事務部局	九、議会の事務部局	十、教育委員会の事務部局	十一、知事の事務部局	十二、議会の事務部局	十三、選舉管理委員会の事務部局	十四、人事委員会の事務部局	十五、労働委員会の事務部局	十六、監査委員の事務部局	十七、農業専門技術員	十八、農業専門技術員	
五	五	五	五	五	五	八	九	十	十一	十二	十二	十二	
四	四	四	四	四	四	八	八	八	八	八	八	八	
三	三	三	三	三	三	七	七	七	七	七	七	七	
二	二	二	二	二	二	六	六	六	六	六	六	六	
一	一	一	一	一	一	五	五	五	五	五	五	五	
各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	各部局	

三、監査委員の事務部局	(イ) 事務局長
四、労働委員会の事務部局	(イ) 事務局長
五、人事委員会の事務部局	(イ) 事務局次長
六、選舉管理委員会の事務部局	(イ) 事務局長
七、農業専門技術員室長	(イ) 根雨及び郡家土木出張所長
八、鳥取公共職業補導所長	(イ) 鳥取火災復興事務所長
九、中央児童相談所長	(イ) 中央児童相談所長
十、農業専門技術員	(イ) 農業専門技術員
十一、轟檢定所長	(イ) 轟檢定所長
十二、各課長	(イ) 各課長
十三、科学館長	(イ) 科學館長
十四、米子図書館長	(イ) 米子圖書館長
十五、農業専門技術員	(イ) 農業専門技術員
十六、轟鄉発電所長	(イ) 轟鄉発電所長
十七、経営伝習農場長	(イ) 経営伝習農場長
十八、各県税事務所の課長	(イ) 各県税事務所の課長
十九、本府及び各地方事務所の課長補佐	(イ) 本府及び各地方事務所の課長補佐
二十、本府及び各地方事務所の係長	(イ) 本府及び各地方事務所の係長
二十一、等級及び職務の級について特に定めのない課長又は係長のうち、知事が直接任命した者	(イ) 等級及び職務の級について特に定めのない課長又は係長のうち、知事が直接任命した者

新 大 卒		第一区分		第二区分		初 任 給	
学歴	免許等の区分	学歴	免許等の区分	学歴	免許等の区分	学歴	免許等の区分
旧 大 卒	新 大 卒	旧 大 四 卒	新 大 六 卒	旧 大 三 卒	新 大 六 卒	六 級	五 級
旧 専 四 卒	新 専 四 卒	六 級	五 級	六 級	五 級	五 級	四 級
五 級	三 級	五 級	四 級	五 級	四 級	四 級	三 級

注
一、本表は正規の試験に基き採用された職員に適用する。
二、警察官一級欄及び警察官三級欄の職務の級及び号給は、警察官給料表の職務の級及び号給とする。

二、選考採用職員初任給基準表

別表第十四 試験合格者等初任給基準表	
試験区分	初任給
六級職	六級一号給
五級職	五級一号給
四級職	四級一号給
二級職	二級一号給
警察官一級	一級三号給
警察官三級	三級一号給

一、試験採用職員初任給基準表

職級の区分	級別区分	部	局	職級の区分欄の等級に含まれる職
医師一等級	十四	最高	最下	(1) 調理士及びマッサージ士のうち、吏員以外の者
医師二等級	十四	十二	十三	(1) 職務の級について特に定めのない吏員以外の者 (教育職員等級別資格基準表の適用を受ける者を除く。)
医師三等級	十三	十	十一	(1) 中央病院の各医長及び各保健所長
医師四等級	十二	六	七	(1) 中央病院の各医長及び各保健所長
教育一等級	十二	八	九	(1) 職務の級について特に定めのない医師及び歯科医師
教育二等級	十二	七	十	(1) 教育委員会の事務部局
			十一	(1) 課長
			十二	(1) 学事課人事係長
			十三	(1) 指導課指導係長
			十四	(1) 社会教育課指導係長
			十五	(1) 体育保健課体育係長
			十六	(1) 体育研究所の研究員

註 警察官及び教育職員等の級別区分は、当該職に対して適用する級別資格基準表に定めるところによるものとする。

別表第十六 船員初任給基準表		注 A、B、C、Dの区分は、別表第九の注による。	
学歴免許等の区分		初任給	
旧制大学卒	六級六号給	高等商船本科卒	六級六号給
新制大学卒	六級四号給	商船大学卒	六級六号給
旧高専卒	五級七号給	水産講習所遠洋漁業科卒	六級六号給

高専卒	旧専三卒	五級一號給
新高専卒	短大三卒	五級三号・給
甲中卒	旧中四五卒	三級一號給
新中卒	新中卒	二級一號給
新中卒	新中卒	二級一號給

注 本表は人事委員会が選考によると定めた職に任用される職員のうち、他の初任給基準表の適用を受けない職員に適用する。

別表第十五 特殊資格職員初任給基準表

職種	学歴免許等の区分		初任給
	第一区分	第二区分	
医師	医大卒	医大卒	七級五号給
薬剤師	齒科医師	齒科医師	医專五号給
歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士
栄養士	新大卒	新大卒	新大卒
看護婦	A	B	高専卒
助産婦	C	D	高専卒
保健婦			高専卒
			新大卒
			六級三号給
			五級四号給
			五級五号給
			五級六号給
			五級七号給
			五級八号給
			四級三号給
			五級一號給
			四級三号給
			四級一號給
			三級一號給

学歴免許等の区分	初任給
高等學校卒	四級四号給
旧制大學卒	六級六号給
新制大學卒	五級九号給
旧制專門學校四年制卒	五級六号給
短期大學卒	四級七号給
新制大學一年修了	五級七号給

注 一、本表は教護施設に勤務する教諭及び精神薄弱児施設に勤務する児童指導員に適用する。

二、本表の職務の級及び号給は、一般給料表の職務の級及び号給とする。

- 二、本表の職務の級及び号給は、高等学校等及び幼稚園教育職員給料表の職務の級及び号給とする。
- 三、盲学校又はろう学校に勤務する教諭等については、本表の号給に一号給を加えるものとする。
- 二、教護及び児童指導員初任給基準表

旧制専門學校四年制卒	二級八号給
短期大學卒	二級五号給
新制大學一年修了	二級三号給
高等學校卒	一級二号給
養護教諭一級普通免許状所有者	三級三号給
養護教諭二級普通免許状所有者	二級五号給

注 一、本表は、高等学校等教育職員給料表又は幼稚園教育職員給料表の適用を受ける教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手（以下「教諭等」という。）に適用する。

二、本表の職務の級及び号給は、高等学校等及び幼稚園教育職員給料表の職務の級及び号給とする。

三、盲学校又はろう学校に勤務する教諭等については、本表の号給に一号給を加えるものとする。

二、教護及び児童指導員初任給基準表

学歴免許等の区分	初任給	採用した職務の級	号	給
旧制大學卒	三級五号給	四級	四号給	給
新制大學卒	六級三号給	五級	六号給	給
新制大學卒	六級三号給	六級	七号給	給

別表第十七 教育職員等初任給基準表

一、教育職員初任給基準表

採用した職務の級	号	給	採用した職務の級	号	給
四級	四号給	給	九級	九号給	給
五級	五号給	給	十級	十号給	給
六級	六号給	給	十一級	十一号給	給
七級	五号給	給	十二級	十二号給	給
八級	四号給	給	十三級	三号給	給

注 一、本表は船舶乗組職員に適用する。

二、本表の上欄に掲げる学歴の者を下欄に掲げる職務の級以上の級に採用した場合においては、採用した職務の級に応じ、次の表に掲げる号給をもつて初任給とする。